



お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

後期高齢者医療制度 からのお知らせ

8月1日から保険証の色が
『みず色』に変更

現在発行している後期高齢者
医療の保険証(うすい緑色)は、
7月31日で有効期限が切れま
す。

新しい保険証(みず色)は、7
月中旬頃から簡易書留郵便にて
お届けする予定です。

新しい保険証がお手元に届き
次第、ご使用ください(7月1日
から有効となります)。

8月になっても保険証が届か
なかったり、保険証の記載事項
に誤りがあった場合は、健康推
進課までご連絡ください。

8月1日から後期高齢者医療の保険証の色が 『みず色』に変わります

旧保険証
(うすい緑色)
7/31まで有効



7月中旬頃からお届けします

新保険証
(みず色)
7/1から有効

今回お届けする新しい保険証(みず色)は、7月1日から有効となり
ますので、お手元に届き次第ご使用ください。

※現在お持ちの保険証について

現在お持ちの保険証(うすい緑色)
は、8月からはお使いいただけませ
るので、新しい保険証(みず色)が届
き次第、役場にお越しの際にご返却
いただくか、ご自分で処分される場
合は、細かく裁断するなどして、住
所・氏名などが他人に知られないよ
う十分ご注意ください。

平成27年度住民税の課税所得
により、一部負担金の割合が変更
になっている場合がありますので、
ご確認ください。(住民税の課
税所得が145万円以上の被保
険者のいる世帯の方は、一部負担
金の割合が3割となります)

要介護認定を受けて いるみなさまへ

本年8月1日から65歳以上で
「二定以上所得者」の方は、介護
保険サービスを利用するときの
自己負担割合が、2割になりま
す。

要介護認定を受けている方に
は、8月初旬に「介護保険負担割
合証」を交付します。負担割合
は、個人の所得で決まるので同
じ世帯でも負担割合が異なるこ
とがあります。

☆2割となる方

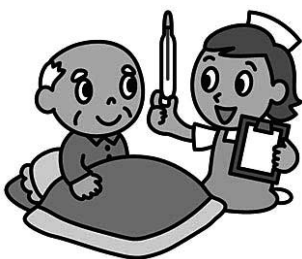
65歳以上で本人の合計所得金
額が160万円以上であって
・年金収入とその他の合計所得
金額が280万円以上の方

※例えば、今まで1割だった方
が3割負担に変更となる場合
「3割(平成27年7月31日まで
は1割)」と表示されます
詳しくは、健康推進課(☎63・
3801)まで。

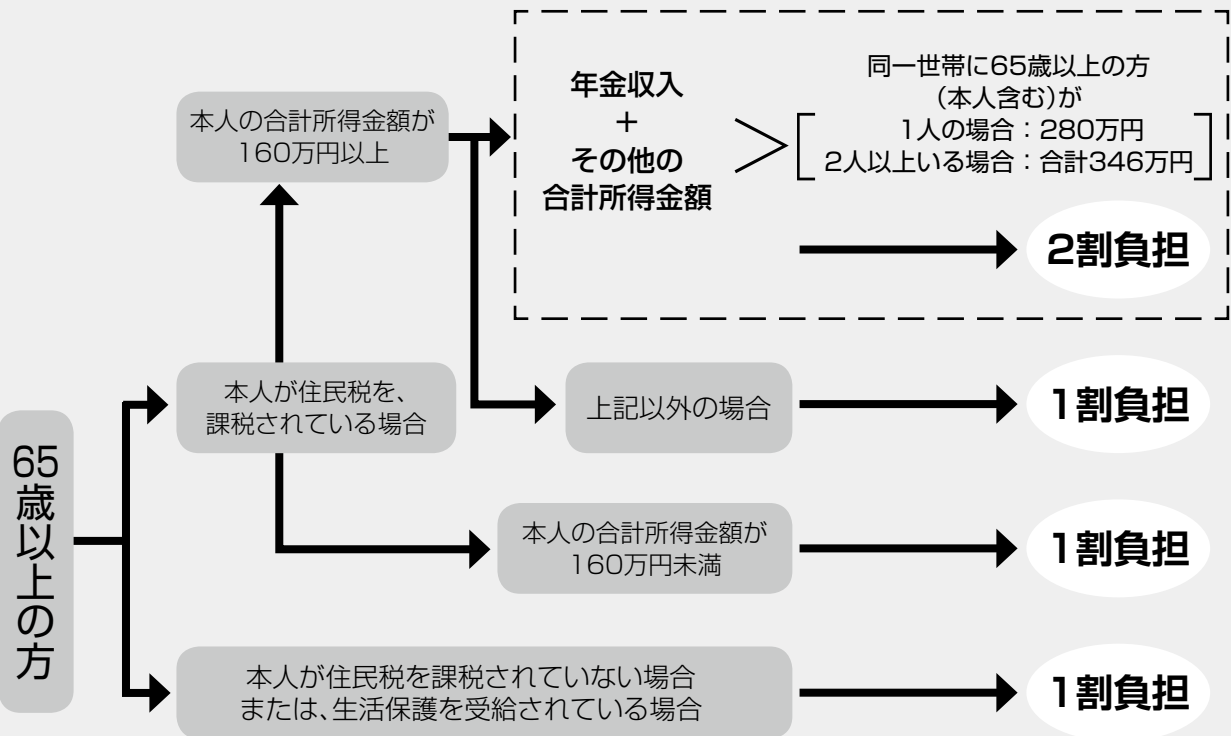
または、

・65歳以上の方が2人以上いる
世帯は年金収入とその他の合
計所得が346万円以上の方
負担割合証の有効期間は、8
月1日から翌年の7月31日まで
となっております。前年の所得で
負担割合が決定します。

詳しくは、健康推進課(☎63・
3801)まで。



〈利用者負担の判定の流れ〉



介護保険の施設を利用 やれてらるみなさまへ

本年8月より、食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります。

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用される方の食費・部屋代について、ご本人によるご負担が原則ですが、低所得者の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

在宅で生活されている方や保険料を負担される方との公平性をさらに高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身で負担いただくよう、基準の見直しを行います。



これまででは、負担軽減の申請をいただいたあと、本人および同一世帯の方の前年の所得を基準に、対象となるか判断していましたが、8月以降、左記の取扱を追加します。

① 配偶者が住民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とします（世帯が同じかどうかは問いません）。
② 預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には、負担軽減の対象外とします。

・配偶者がいる方

合計2000万円

・配偶者がいない方

1000万円

「預貯金等」および配偶者の所得については、健康推進課への申告が必要になります。

町は必要に応じて銀行等に口座照会を行います。また、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金の納付を求めることがあります。

※申請に当たっては、通帳の写し等の提出をお願いします